

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」	その他	NPO法人 オクトパス・ガーデン	2,571,996	令和4年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」	その他	一般社団法人 メッター	2,571,996	令和4年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	大阪市地域子育て支援拠点事業「一般型(ひろば型)」	その他	一般社団法人 はぐりんぐ	2,571,996	令和4年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	「大阪市塾代助成事業」対象拡大に係る課税台帳情報の抽出業務	その他	株式会社 日立製作所 関西支社	1,106,545	令和4年10月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
5	中央こども相談センターにかかる電気需給契約申込	その他	関西電力(株)	基本料金: 1765.5円/kW※別途、力率割引及び割増しを行う。 電力量料金: 15.01円/kW※別途、燃料費調整額及び卸市場価格調整額を差し引き又は加える。 ※別途、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加える。	令和5年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—
6	加島第1保育所ほか16施設にかかる電気需給契約申込	その他	関西電力(株)	基本料金: 1765.5円/kW※別途、力率割引及び割増しを行う。 電力量料金: 15.01円/kW※別途、燃料費調整額及び卸市場価格調整額を差し引き又は加える。 ※別途、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加える。	令和5年12月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市地域子育て支援拠点事業にかかる業務委託

## 2 契約の相手方

NPO法人 オクトパス・ガーデン  
一般社団法人 メッター  
一般社団法人 はぐりんぐ

## 3 随意契約理由

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や負担感の増大等といった問題が生じている。本市では、次代の大阪を担うすべての子どもたちが、安全で安心な環境の中で育ち、豊かな心をはぐくみながら、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立して生きる社会、子どもを生き育てることに安心と喜びを感じることでできる社会を、社会全体で実現することをめざして「大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）」を策定し、各種の子育て支援施策を積極的に推進しているところである。

その一環として、本市が実施主体となり、主に子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的として「地域子育て支援拠点事業」を実施している。

本事業は、「大阪市子ども・子育て支援計画（第2期）」により、令和6年度までに138か所で事業を実施することを目標に取り組んでおり、現在の実施施設での事業規模を維持した上で、さらに実施施設を拡充していくことが必要である。

本事業の委託事業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、その事業内容の実施にあたって地域のニーズを把握し、その地域に見合った市民サービスを提供する必要があるため、公募型プロポーザル方式により委託事業者を募集した。

令和4年10月の新規開設にかかる公募型プロポーザルにおいて選定された3施設については、これまでの子育て支援事業に取り組んできた経験・実績等を活かした提案があり、外部委員の意見聴取を経て、決定した事業者であることから、市民サービスの質・量ともにより充実することが期待できることから、上記相手方と業務委託契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

子ども青少年局子育て支援部管理課（電話 06-6208-7981）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

「大阪市塾代助成事業」所得制限限度額設定に係る税データ抽出業務

### 2. 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3. 随意契約理由

本件業務は、本市の市民等に関する税等情報を管理する「税務事務システム」（以下「システム」という。）を利用して行う業務である。このシステムは株式会社日立製作所関西支社（以下「日立製作所」という。）にシステム開発を委託して構築したシステムである。日立製作所はそのデータベースやプログラムの詳細仕様を熟知しているのみならず、システムの運用業者でもあるため、個人情報の厳格な管理を行う観点から、本市の依頼に基づき税等データの抽出等といった情報管理を行うことができる唯一の業者である。データ抽出に係る障害が発生した場合でも、迅速かつ的確に原因究明を行うことが可能であるとともに、セキュリティ対策を含めて復旧対応等も速やかに行うことができる。以上の理由により、本件業務を日立製作所に委託する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

こども青少年局企画部青少年課こども育成事業グループ

（電話番号 06-6208-8159）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中央こども相談センター及び加島第1保育所ほか16施設にかかる電気需給契約申込について

### 2 契約の相手方

関西電力株式会社

### 3 契約期間

令和4年12月1日から令和5年11月30日まで

### 4 随意契約理由

本案件は、中央こども相談センター及び加島第1保育所ほか16施設について、電気需給契約の申込を行うものである。

令和4年に入り、世界情勢の悪化による燃料価格の高騰に伴い、電力市場において電気の仕入れ価格が高騰し、小売電気事業者の倒産及び事業の撤退、旧一般電力事業者（関西エリアでは関西電力株）が法人向けの新規契約を停止するなど、経営リスクを回避する動きとなっている。

また、電気事業法に基づきセーフティーネットとして設けられている最終保障供給は、本来、旧一般電力事業者の標準メニューより基本料金や従量料金が1.2倍高い水準に設定されているが、電気の仕入れ価格の高騰により、最終保障供給の料金が小売電気事業者の自由料金より安価となる逆転現象が起きており、小売電気事業者が利益を確保するには、最終保障供給を上回る料金を提示するしかない状況にあることから、全国的に入札に参加しない原因となっている。

本市においては、本施設を含む116施設の電力調達については、環境局が平成28年度から集約入札を実施しており、今年度も同様に集約入札を環境局に依頼したところ、入札参加の申込が1者からも無く、本年7月に入札中止となった。

その後、環境局が地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約の可否について、本件入札参加資格を満たす事業者全4者に確認したところ、4者とも不可という回答であった。また、本案件の仕様等の変更を行い、再度入札に付した場合の参加の可否についても確認したが、4者とも参加の意思はないとのことであった。

上記の理由について環境局がヒアリングを実施したところ、4者とも燃料価格の高騰など今後の電力市場の動向が不透明であることから、価格提示は不可能との回答であった。

入札中止以降、契約手法について調査を行っていたところ、本年9月から関西電力株が電気需給契約の申込の受付を再開する予定との情報を得たことから、改めて、10月に入札参加資格を満たす事業者全4者へ、再度入札に付した場合の入札参加の可否について確認を行ったが、7月のヒアリング時と状況は変わらず、同様の理由で4者からは参加の意思はないとの回答であった。

本年12月からの次期契約が締結できない場合は、こども相談センターや保育所の運営という社会インフラとしての役割を果たすことができず、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき電気需給契約の申込を行うものである。

なお、事業者の選定にあたり、電気需給契約の申込の受付を再開した関西電力㈱と一時的なセーフティネットの位置づけである最終保障供給先と比した結果、最終保障供給先の基本料金や従量料金は、関西電力㈱の電気料金に比べ1.2倍割高となることから、関西電力㈱を選定することとする。

## 5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 6 担当部署

こども青少年局企画部経理課（電話番号 06-6208-8177）